新潟県行政書士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年１月30日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

新潟県規則第２号

新潟県行政書士法施行細則の一部を改正する規則

新潟県行政書士法施行細則（昭和26年新潟県規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（会員に関する報告） **第６条**　（略） ２　総理府令第17条の２第１項第６号及び第２項第３号の知事の定める事項は、登録番号及び会員番号とする。	（会員に関する報告） **第６条**　（略） ２　総理府令第17条の２第１項第５号及び第２項第３号の知事の定める事項は、登録番号及び会員番号とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。